

# 会員投稿

健康保険証の新規発行停止(12月2日)まで3か月を切った。「マイナ保険証」の利用が低迷する中、本当に保険証を廃して良いのか。支部会員の投稿を紹介する。

## マイナ保険証の利用

### 「ゴリ押し」キャンペーンの波紋

三田市・歯科 小寺 修

薬局チェーンが「医療機関が発行した処方箋」と「従来の保険証」を出した患者さんに、「マイナ保険証のみの受付になります」と、明らかに法令違反の対応をしました。

処方箋は保険を利用して薬を購入しますから、「保険の資格確認」が必要で、しかも、従来の保険証もマイナ保険証も必要ありません。処方箋自体に必要な保険情報が記載されていて、それで十分、資格確認ができるのです。これが一つ目の誤り。

また、マイナ保険証の作成はあくまで任意です。つまり、本来、見せる必要のない保険

証の提示を求め、さらに取得は任意であるマイナ保険証の提示を強制してしまったのです。これが二つ目の誤りです。

この問題は、6月21日に開かれた社会保障審議会医療保険部会(厚労省の諮問機関)で取り上げられ、厚労省は問題があったことを認め、医療機関に「無理強いはいしないでください」との呼びかけをすることになりました。

厚労省は今年3月、「マイナ促進キャンペーン」に先駆けて医療機関向けに「マイナ保険証促進トークスクリプト」を作成しました。患者さんにとどの様に声をかければ良いか、フロッチャート形式で示した、言うならば「台本」です。

## 隗より始めよ

丹波市・歯科 水野 良司

政府は、今年の12月2日以降に新規の保険証発行を停止することを決めました。それにより、遅くとも2025年12月からは、医療機関受診にはマイナ保険証が必須となります。

現在、マイナ保険証利用者は、まだ6%程度ということなので、これから1年3カ月ほどで100%になるとは思えませんし、医療機関などでの大混乱は容易に予想されません。

そもそもマイナンバーカードは任意取得であるのに、国民皆保険のもとでこれを保険

最初のお声がけ「マイナンバーカードはお持ちでしょうか?」で、「はい」か「いいえ」の回答によって、次のセリフに進みます。

「いいえ」で「まだマイナ保険証を作成していない場合は、2024年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了します。まずはぜひ、お早目にマイナンバーカードの作成をお願いいたします」というセリフに続くのです。

繰り返しますが、マイナンバーカードの作成は任意です。ですが、この台本では「作成をお願い」し、厚労省が作成した台本だからと素直に従って、機械的に薬局で患者さんたちに声かけが行われ、「12月以降はマイナ保険証がないと薬がもらえない」と誤認する人が増えています。結果として患者さんに誤った案内を行ってしまうのです。

中には「12月で保険証は使えなくなりますが、保険診療を受けられなくなりますよ」といった案内をするケースも少なくありません。

私どものところにも、一般の方、特に高齢の方から「マイナカードは、トラブルや偽

造事件もあるから作りたくないのだけど、保険診療が受けられなくなるのは困る。どうすれば良いのでしょうか」といった相談が多く寄せられています。

マイナ保険証を持っていない人には、保険証の代わりに「資格確認証」が、自動的に送られてきますが、厚労省の台本や、配布しているチラシ・ポスターには、その説明が一切ありません。

政権にとって不都合なことは全く発表しません。

1) マイナカードのトラブルがあるほど、永遠の公共事業ができ、お金が永久に関連企業に入る。  
2) 国民の個人情報を政権運営と企業へ提供する。

3) 上記2点により、企業からの政治献金が毎年自民党に入る。  
4) 政権に不都合な国民を瞬時に選別し、サイバー監視

できる。  
(兵庫保険医新聞7月25日号掲載)



より多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができる」とのことですが、マイナ保険証を使わなくてもできることばかりですし、これまでも医療機関で行われてきたのではないのでしょうか。

報道によると、今年3月時点で国家公務員とその家族のマイナ保険証利用率は、5.73%だったそうです。

国民にマイナ保険証の利用を強要するのであれば、まずは官公庁の職員や政治家などが率先して利用すべきであると考えます。

どのような施策も、国民に国の政治に対する信頼がなければ、成立しません。

(兵庫保険医新聞8月5日号掲載)

# せったん

第197号 2024年9月25日

兵庫県保険医協会北摂・丹波支部  
〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31  
神戸フコク生命海岸通ビル5階  
TEL078-393-1801 FAX 078-393-1802

北摂・丹波支部ニュース



## 北摂・丹波支部 第36回支部総会のご案内

記念講演

# Long COVID

～新型コロナウイルス感染症罹患後の症状と定義、  
患者さんへのアプローチ・フォローアップについて～

日時 **10月5日(土)**  
 総会議事 17時30分～、記念講演 18時～、終了後懇親会

会場 **三田市・まちづくり協働センター 多目的ホール**  
(三田市駅前町2-1 キッピーモール6階 ※三田駅前第一・第二駐車場サービス券発行)  
 Zoomによるライブ配信あり

講師 **兵庫県立丹波医療センター  
 地域医療教育センター長 見坂 恒明 先生**  
※講師の都合によりオンライン講演に変更する場合があります

定員 **会場 30人** 参加費 **無料** (終了後懇親会・無料)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のあらたな課題として COVID-19 に罹患した一部の患者にさまざまな「罹患後症状」を認めることがわかってきました。

医療従事者は未だ不明な点が多い罹患後症状についての概念を知り、最新の疫学情報を鑑みながら診療にあたるのが重要です。また、事業主として罹患後の症状に悩む職員の治療と仕事の両立支援に取り組むことも求められます。

このたび、北摂・丹波支部では、COVID-19の後遺症についての最新情報について学ぶため、兵庫県立丹波医療センターの見坂恒明先生を招き、講演会を開催いたします。Zoomでの配信も予定しております。院長先生はもちろんスタッフの方々もぜひご参加下さい。

なお、終了後に懇親会を予定しております。あわせてご参加ください。

▼ご出欠をFAXにてお知らせ下さい FAX 078-393-1802 お問い合わせは、078-393-1801 平井まで

兵庫県保険医協会 北摂・丹波支部 第36回総会 (10/5・土) 参加申込並びに委任状

- 総会議事 (17:30～) ご出席 ご欠席(議事を議長に委任する)
- 記念講演 (18:00～) ご出席( 人) Zoom 視聴 ※下記申込をお願いします
- 懇親会 (終了後) ご出席( 人)

地区  医療機関名

ご芳名

**[Zoom 視聴の申し込み]** 右記URLからご登録ください <https://x.gd/GLbwq>

### 第103回評議員会 安部副支部長が発言 支部の取り組みを報告



安部治郎先生

協会は5月19日に第103回評議員会を、協会会議室で開催した。安部治郎副支部長が、支部の活動と保険証の存続を求める請願活動について報告した。発言要旨を掲載する。

昨年8月と10月に「歯科」判断力」スキルアップセミナー」を丹波と三田で開催。2月に電子帳簿保存法の学習会、3・4月に内科、歯科それぞれ、の診療報酬改定研究会を開催した。

今後、職員接遇研修会、支部総会、マイクログラスチック問題をテーマにした市民公開企画を開催予定だ。また、改定に伴う「保険請求の留意点」や「最近の審査・指導の現状」について話し合う座談会など、内科・歯科両方の会

員に喜んでいただけ、広域の支部会員が多数参加いただけの活動を計画していく。

健康保険証廃止の問題では、保険証の存続を求める請願・陳情書を三田、丹波篠山、

丹波の各市議会に提出。三田と丹波篠山では口頭陳述を行い「保険証廃止による窓口の混乱と市民に不利益を生じさせる恐れ」を訴えたが、不採択となった。今後も活動を継続する。

### 第56回総会 小寺副支部長が発言

協会は6月16日に第56回総会を協会会議室で開催。小寺修副支部長が発言した。発言



小寺修先生

要旨と執行部答弁を掲載する。

日本は立憲民主主義国家で、憲法こそがわれわれ国民が権力を縛る最高法だ。にも関わらず、戦闘機を作り友好国に売ることを、自民党と公明党のみで話し合い全く国会で議論することなく閣議決定した。憲法違反をしておきながら縛られる側が憲法を変えようとしている。

ロシアがウクライナを、イスラエルがガザを侵略し、世界では国際紛争を解決する手段として、戦争は当たり前となりつつあり、80年もの長きにわたって戦争をしていない国は日本だけだろう。

そこで提案だ。憲法第9条

に、ノーベル平和賞を頂きたい！ そうすれば、世界の各国に、日本の平和憲法を知らしめることができる。その上、憲法により縛られている自公政権による憲法第9条改変を防ぐことができる。

(執行部答弁)

日本は立憲民主主義国家であるのにかかわらず、最近では、改憲の発議を改憲派のみで行おうと画策し、民主主義を単なる多数派の横暴に変えようとしている。改憲論で危険なのは、緊急事態条項と国会議員の任期延長で、戦前の翼賛体制だ。これを止めるには政権交代しかない。

憲法第9条にノーベル平和賞をとらうという提案だが、ノーベルの遺言を見ると、憲法9条は平和賞に最もふさわしいと考える。ただ、受賞の対象は個人や団体のようだ。もう少し研究したい。実現すれば歴史が変わるだろう。